

京都体操協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、京都体操協会（以下、「本会」という）の競技者および役員等関係者が、それぞれの責務に反し、本会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、持って本会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、京都体操協会登録者（名誉会員、役員、指導者、選手あるいは愛好者）、および所属団体（学校、民間クラブ、会社などの勤務先）に適用される。

(違反行為)

第3条 次の各号は、第2条適用範囲内の者、あるいは団体にとって違反行為となる。

- (1) 本会の関係者として名誉と信用を著しく傷つけたとき
- (2) 本会の方針に反し、故意に又は過失に基づき本会の運営を妨害したとき
- (3) 法令により禁固以上の刑の宣告を受け、その刑が確定したとき
- (4) 本会が参加を禁止している競技会またはイベントに参加したとき
- (5) 体操に関することで授与されたメダル、賞牌等を金銭に換えたとき
- (6) 競技規則や採点規則にある選手、コーチ、審判の義務を著しく守らなかったとき
- (7) 指導における暴力、パワハラ、セクハラ及び個人的な差別など人権尊重の精神に反する行動をとったとき、あるいは取らせたとき
- (8) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ったとき
- (9) 補助金、助成金などを、本会の目的以外に、不正に利用したとき
- (10) 風説を流布し、本会関係者個人又は団体を著しく中傷したとき
- (11) その他、違反行為をしたとき
- (12) 上記の違反行為防止に努めない、又は違反行為を隠蔽したとき

(違反行為の処分)

第4条 禪定の違反行為に対する処分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 永久追放
- (2) 登録抹消
- (3) 資格停止
- (4) 戒告
- (5) その他、必要に応じた処分

(処分の決定)

第5条 第3条の違反行為に対する処分は、常任理事会で検討し、理事会によって決議する。

(処分の通告)

第6条 第5条により違反行為に対する処分が理事会により決定した際、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属団体に文書にて通告する。

(不服の申し立て)

第7条 第6条に行ける処分通告後、2週間以内に当事者本人ならびに当事者の所属団体から処分に対する不服の申し立てがあったときは、常任理事会がその申し立てを審査する。

第7条の2

不服の申し立てを審査した結果は、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属団体に文書にて回答する。

(日本スポーツ仲裁機構への不服の申し立て)

第8条 前条にかかわらず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「スポーツ仲裁機構」という）が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の関連諸規則に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

第8条の2

競技者及び役員等によるスポーツ仲裁機構への不服の申し立ては、処分の決定日あるいは処分等の通告受領の日から2週間以内に行わなければならない。

(資格の復活)

第9条 処分を受けた競技者及び役員等が、再び登録者としての資格を復活させる場合は、再び本会規程に反する恐れがないということを所属団体長が書面にて本会に提出し、当該登録者本人自筆による、違反行為をしないという誓約書を本会に提出する。

第9条の2

上記書面の提出により、資格の復活について理事会が決定し、その結果を通告する。

(経費の負担)

第10条 本規程における違反行為を起こした登録者、加盟団体、及び所属団体の処分確定までにかかる経費は、違反行為又はその疑わしい行為が発生した時点を開始とし、その事実を確認、処分を確定するためにかかる法的費用、弁護士費用、その他調査費用を含む事務経費を指す。違反行為が明らかになり、その処分が確定した場合、経費は違反行為を行った者が全額を負担する。

(経費の請求)

第11条 処分確定後、2週間以内に経費の明細を示した請求書を、違反行為を行った者に発行する。ただし、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立てなど、本会以外の組織による仲裁が入った場合、その結論が出されるまで、その発行を保留とする。

附則

この規定は、以下の日から施行する。

2019年4月1日